

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】平成22年10月7日(2010.10.7)

【公開番号】特開2009-195051(P2009-195051A)

【公開日】平成21年8月27日(2009.8.27)

【年通号数】公開・登録公報2009-034

【出願番号】特願2008-34324(P2008-34324)

【国際特許分類】

H 02 K 21/24 (2006.01)

H 02 K 7/18 (2006.01)

【F I】

H 02 K 21/24 G

H 02 K 7/18 A

【手続補正書】

【提出日】平成22年8月24日(2010.8.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

流体を受けて発電する発電装置であって、

複数のコイルを有する第1の部材と、

前記第1の部材と相対的に回転可能であり、複数の永久磁石を有する第2の部材と、

前記第1と第2の部材のうちのいずれか一方と機械的に連結され、前記流体を受けて回転する回転部材と、

前記第1と第2の部材のうちの少なくとも一方を移動させることにより、前記第1と第2の部材との間に形成される隙間の大きさを変更する隙間変更部と、
を備え、

前記隙間変更部は、前記回転部材が回転を開始する前における前記隙間の大きさよりも、前記回転部材が回転を開始した後における前記隙間の大きさの方が小さくなるように、前記隙間の大きさを変更するとともに、前記回転部材の回転速度に応じて、前記隙間の大きさを変更する、発電装置。

【請求項2】

請求項1記載の発電装置であって、

前記隙間変更部は、

(i) 前記回転速度が第1の回転速度閾値以下の場合は、前記隙間の大きさを所定の第1の値とし、

(ii) 前記回転速度が前記第1の回転速度閾値よりも大きい第2の回転速度閾値を超える場合は、前記隙間の大きさを前記第1の値よりも小さい所定の第2の値とし、

(iii) 前記回転速度が前記第1と第2の回転速度閾値の間にある場合は、前記隙間の大きさを、前記回転速度が大きくなるに従って小さくなるように変更する、

発電装置。

【請求項3】

流体を受けて発電する発電装置であって、

複数のコイルを有する第1の部材と、

前記第1の部材と相対的に回転可能であり、複数の永久磁石を有する第2の部材と、

前記第1と第2の部材のうちのいずれか一方と機械的に連結され、前記流体を受けて回転する回転部材と、

前記第1と第2の部材のうちの少なくとも一方を移動させることにより、前記第1と第2の部材との間に形成される隙間の大きさを変更する隙間変更部と、

前記流体の流速を測定する流速測定部と、
を備え、

前記隙間変更部は、前記回転部材が回転を開始する前における前記隙間の大きさよりも、前記回転部材が回転を開始した後における前記隙間の大きさの方が小さくなるように、前記隙間の大きさを変更するとともに、前記流速測定部で測定された流速に応じて、前記隙間の大きさを変更する、発電装置。

【請求項4】

請求項3記載の発電装置であつて、

前記隙間変更部は、

(i) 前記流速が第1の流速閾値以下の場合は、前記隙間の大きさを所定の第1の値とし、

(ii) 前記流速が前記第1の流速閾値よりも大きい第2の流速閾値を超える場合は、前記隙間の大きさを前記第1の値よりも小さい所定の第2の値とし、

(iii) 前記流速が前記第1と第2の流速閾値の間にある場合は、前記隙間の大きさを、前記流速が大きくなるに従って小さくなるように変更する、

発電装置。